$$S_n) + (R_{元} \times S_{元}) \times \alpha \times 0.56 + (R_{元} \times S_{元}) \times (1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=16}^{元} \{ (T_n + U_n) \times V_n \} + \sum_{n=18}^{元} (W_n \times X_n \times \varepsilon_n) + \sum_{n=27}^{元} (Y_n \times Z_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{元} (Y_n \times AA_n) \times (1-\alpha) \times \delta + \sum_{n=27}^{元} (AB_n \times AC_n) + AD - AE \times 0.5$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　公共下水道（下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る）並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型（下水処理水・雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業及び雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算

$$S_n) + \sum_{n=16}^{30} \{ (T_n + U_n) \times V_n \} + \sum_{n=18}^{30} (W_n \times X_n \times \varepsilon_n) + \sum_{n=27}^{30} (Y_n \times Z_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{30} (Y_n \times AA_n) \times (1-\alpha) \times \delta + \sum_{n=27}^{30} (AB_n \times AC_n) + AD_n - AE \times 0.5$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　公共下水道（下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る）並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型（下水処理水・雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業及び雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算